

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300017 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300017 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成27年12月25日は34万6,000円、平成30年12月28日は37万1,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日及び平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月25日及び平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月25日
② 平成30年12月28日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②について、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成27年12月25日及び平成30年12月28日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は34万6,000円、請求期間②は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該期間の賞与に係る届出及び保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。